

新宿区私立幼稚園等園児保護者入園料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、もって私立幼稚園等の教育の振興と充実を図るために新宿区（以下「区」という。）が行う私立幼稚園等園児保護者入園料補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立の幼稚園及び都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設をいう。

(2) 世帯 私立幼稚園等に在籍する園児と生計をともにする者の集まりをいう。

(3) 保護者 区に住所を有する者で、園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に入園料の納入義務を負っている者をいう。

(4) 園児 区に住所を有する者で、私立幼稚園等に在籍する満3歳児（年度の途中で満3歳に達し、翌年の4月を待たずに年度の途中から入園した園児）、3歳児、4歳児及び5歳児をいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予又は免除された保護者の子が私立幼稚園等に通園している場合には、これらの者も含めることができる。

(補助対象)

第3条 この要綱に定める入園料に対する補助金（以下「補助金」という。）は、当該年度中に私立幼稚園等に入園した園児の保護者で、入園料を納入した者に対して交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、1年度につき1回に限る。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、当該私立幼稚園等に納めた額までとし、園児1人につき80,000円を交付限度額とする。

(補助金の交付申請及び制限)

第5条 補助金を受けようとする保護者は、新宿区長（以下「区長」という。）に対し、私立幼稚園等補助金交付申請書兼口座振替依頼書（第1号様式）に保育料等減免措置に関する調書（第2号様式）を添えて、区長が別に定める日までに提出するものとする。

2 補助金は、他の地方公共団体が行う同種の補助金と重複して交付しない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに補助金の交付及び不交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付決定及び不交付決定をしたときは、新宿区私立幼稚園補助金決定のお知らせ（第3号様式）により保護者に通知するものとする。

(補助金交付決定の変更)

第7条 区長は、既に補助金の交付決定をした場合において当該内容に変更が生じた場合は、新宿区私立幼稚園補助金変更交付決定のお知らせ(第4号様式)により、保護者に通知するものとする。

(補助金に関する調査)

第8条 区長は、必要に応じて、第5条第1項の規定による申請に係る私立幼稚園等の長に対し、園則その他の入園料の額を明らかにする書類の提出を求めるほか、補助金に関して必要と認めたときは、保護者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(状況報告)

第9条 保護者は、前条の規定により報告を求められたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 区長は、保護者が偽りその他の不正の手段により補助金を受けたとき又は補助金を他の用途に使用したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、補助の内容に変更があった場合又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めその返還を命じる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。